

諮問番号：令和５年度諮問第５号

答申番号：令和６年度丹行服答申第２号 答申書

答申書

第１ 審査会の結論

本件部分開示決定は一部妥当でなく、不開示情報のうち、以下の部分は開示すべきである。

- １ 「番号」３４、「日付」令和２年５月２７日の「交渉予定／交渉方法／交渉結果」の不開示情報のうち「《預金調査》」の部分
- ２ 「番号」５５、「日付」令和４年１月１７日の「交渉予定／交渉方法／交渉結果」の不開示情報の全て
- ３ 「番号」５６、「日付」令和４年２月２５日の「交渉予定／交渉方法／交渉結果」の不開示情報の全て
- ４ 「番号」６０、「日付」令和４年６月２８日の「交渉予定／交渉方法／交渉結果」の不開示情報のうち「【預金調査】」の部分
- ５ 「番号」６４、「日付」令和４年１１月２１日の「交渉予定／交渉方法／交渉結果」の不開示情報のうち「（篠山市→丹波市）市民課に住民票請求中。」の部分
- ６ 「番号」６５、「日付」令和４年１１月２４日の「交渉予定／交渉方法／交渉結果」の不開示情報の全て
- ７ 「番号」６６、「日付」令和４年１１月２８日の「交渉予定／交渉方法／交渉結果」の不開示情報の全て

第２ 事案の概要

- １ 本件開示請求

審査請求人は、令和５年３月３１日、丹波市長（以下「処分庁」という。）に対して、審査請求人が「Subete no yaritori no kiroku.」
「保険証と税その他関係する書類すべて」の開示を求めた（以下「本件開示請求」という。）。）。。

２ 本件部分開示決定

本件開示請求に対し、処分庁は、同年４月１３日、丹波市財務部税務課作成の「交渉経過記事（全文）」と題する文書（（以下「本件文書」という。））を開示したが、丹波市個人情報保護条例（以下「本条例」という。）第１５条１号、３号、６号、７号に基づき、その一部を不開示とする部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）をした。

処分庁は、同日、本件部分開示決定に基づき、審査請求人に対し、開示文書の写しを交付した。

また、処分庁は、その後、審査請求人に対し、「不開示にした内容」及び「不開示にした根拠及び理由」を記載した書面（別紙「不開示情報に関する内容」）を交付した。

３ 本件審査請求

審査請求人は、同年８月２２日、処分庁に対して、本件開示請求に対する本件部分開示決定を取り消し、不開示情報（以下「本件不開示情報」という。）を開示すべきであるとして、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

審査請求人は、審査請求の理由として、「自身と税務課とのやりとりについて、本人が知り得ている情報まで黒塗りにしているのはなぜか。」「通例として公にしないとして黒塗りされているのはなぜか。」などと主張している。

４ 本件審査請求後の手続

(1) 同年10月17日、処分庁から当審査会に対して、本件審査請求について諮問があった。

(2) 同日、処分庁は、審査会に対し、弁明書を提出し、概要、以下のとおり弁明した。

別紙項目1の不開示情報については、法人に関する情報であって、滞納処分の調査のため国税徴収法第141条により丹波市から要請を受けた法人は開示することによって、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、また、開示しないとの条件で任意に提供されたもので、通例として公にしないこととされているものであるから、本条例第15条3号ア・イに該当する。

別紙項目2の不開示情報については、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、当該第三者の正当な利益を害するおそれがあると認められるから、同条1号に該当する。

別紙項目3の不開示情報については、市と国及び他の地方公共団体との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、同条6号に該当する。

別紙項目4の不開示情報については、市が行う事務に関する情報であって、事務の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、同条7号に該当する。

(3) 当審査会は、審査請求人に対し、処分庁の弁明に対する反論があれば提出するよう求めたが、審査請求人から反論書面の提出はなかった。

(4) 当審査会は、審査にあたって、令和6年2月26日に審査請求人（補佐人 帯同）及び処分庁からの口頭による意見陳述を受けた。

(5) 当審査会は、処分庁より、本件不開示情報の開示を受け、その内容を個別に検討した。

第3 争点

本件審査請求の争点は、本件不開示情報が、本条例の不開示情報に該当するかどうかである。

第4 審査会の判断

1 関係法規

(1) 本条例第13条は、「何人も、実施機関の長に対し、自己の個人情報について、開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる」と定める。

(2) また、本条例第15条は、「実施機関の長は、開示請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）である場合は、当該個人情報を開示しないことができる」と定め、不開示情報は第1号から第7号まで規定されている。

(3) そして、同条第1号は「開示請求の対象となった個人情報に開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）以外の者（以下「第三者」という。）に係る個人情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、当該第三者の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの」、同条第3号は「法人等（国及び地方公共団体を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」とし、同号アは「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、同条第6号は「実施機関内部若しくは相互間又は市と国及び他の地方公共団体との間におけ

る審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」、同条第7号は「実施機関若しくは国又は他の地方公共団体が行う・・・事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と定めている。

2 本件文書について

処分庁によれば、本件文書は、税務課が、納税義務が履行されない場合に行う滞納処分に備え、納税者毎に、課税年度、税目、金額、納期限、督促状発送後10日経過日、納付（分納）額、交渉経過、処分状況等を記録したものであり、審査請求人からの聴き取りの際に、税務課と審査請求人とのやり取りに関する文書が必要とのことであったため、本件文書を対象文書としたとのことであった。

なお、本件開示請求において、本件文書のみを対象文書とすべきでないことは、後記4で述べるとおりである。

3 本件不開示情報の本条例不開示情報該当性について

（1）別紙項目1について

別紙項目1の不開示情報は、税務課が行った調査内容に関する情報である。不開示情報のうち、調査結果については本条例第15条3号アに該当するが、何に関する調査を行ったか（本件では預金調査を行ったこと）については、法人等に関する情報とはいえないから、同条3号に該当しない。

（2）別紙項目2について

別紙項目2の不開示情報は、現地調査の際に確認した車両のナンバーに関する情報である。本件では、車両の所有者について調査は行われていないため、車両の所

有者が特定されていないのであるから、第三者に係る個人情報であり、同条1号に該当する。

(3) 別紙項目3について

別紙項目3の不開示情報は、関係機関より調査依頼を受け付け、これに回答したという情報である。当該情報は、依頼された調査の内容や、その回答の内容を含まない情報であるから、開示することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとはいえないから、同条6号には該当しない。

(4) 別紙項目4について

別紙項目4の不開示情報は、税務課が行った調査に関する情報である。不開示情報のうち、調査結果については同条7号に該当するが、住民票を請求したという情報については、開示することにより当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとはいえないから、同条7号には該当しない。

4 本件文書以外の文書の開示について

本件開示請求において、処分庁は、税務課が保有する本件文書のみを開示している。

しかしながら、審査請求人は、本件開示請求において、「Subete no yari tori no kiroku.」「保険証と税その他関係する書類すべて」の開示を求めている。この事実に加え、口頭意見陳述の結果を踏まえれば、審査請求人が開示を求める文書は、税務課が保有する文書に限るものではなく、市民課が保有する保険証に関する送付記録等の文書も含まれるものと考えられる。

したがって、当審査会としては、市民課が保険証に関する送付記録等を保有しているのであれば、当該文書についても追加で開示すべきであると考ええる。

5 結論

以上のとおり、本件部分開示決定は一部妥当でないから、不開示情報のうち、第

1 記載の部分は開示すべきである。

以上

不開示情報に関する内容

項目	該当箇所	不開示にした内容	不開示にした根拠及び理由
1	令和2年5月27日 調査 令和4年6月28日 調査	調査内容	丹波市個人情報保護条例第15条(3)ア イ 法人等(国及び地方公共団体を除く。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。 ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人に於ける通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
2	令和3年10月18日 令和4年1月5日	車番	丹波市個人情報保護条例第15条(1) 開示請求の対象となった個人情報に開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)以外の者(以下「第三者」という。)に係る個人情報(事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれているもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、当該第三者の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの
3	令和4年1月17日 文書受付 令和4年2月25日 回答 令和4年11月24日 文書受付 令和4年11月28日 文書送付	調査	丹波市個人情報保護条例第15条(6) 実施機関内部若しくは相互間又は市と国及び他の地方公共団体との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
4	令和4年11月21日 調査	調査	丹波市個人情報保護条例第15条(7) 実施機関若しくは国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ